

令和元年度 施策評価表(平成30年度決算評価)

施策名: 生活支援
施策番号: 09 - 01

1 基本情報

施策名	09	生活支援	展開方向	01	相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
主担当局		健康福祉局			

2 目標指標

指 標 名		方向	目 標 値 (R4)		実 績 値							進 捗 率 (H30)
					H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1～R4	
A	生活困窮者自立相談支援事業による就労・増収率	↑	70.0	%	—	—	49.3	56.0	80.1	68.2		97.4%
B	自立相談支援窓口に相談した市民の割合	↑	0.02	%	—	—	0.015	0.015	0.015	0.019		95.0%
C	地域生活支援制度の利用が必要と思われる対象者のうち、実際に利用している人の割合	↑	100	%	83.3	87.1	87.9	96.9	96.9	93.8		93.8%
D	DV相談・支援件数	↑	764	件	398	526	472	490	634	531		69.5%
E												

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成30年度実施内容を記載)			
行政が取り組んでいくこと		■幅広い支援に向けた連携	総合戦略 ー
【生活困窮者に対する支援】 (目的)しごと・くらしサポートセンター尼崎において、生活困窮者からの幅広い相談に応じ、様々な課題に対応した支援計画を策定したうえで、就労支援等の実施のほか、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立の促進を図る。 (成果) ①平成30年1月に南北2か所に保健福祉センターを開設し、より一体的に保健福祉の窓口を配置したことで、相談に訪れやすくなったことに加えて、保健福祉センター内各課や地域の関係機関との連携がしやすくなり、新規相談件数が増加した。 ・新規相談者数/人口10万人あたり月平均(国目安指標):平成29年度14.7人(0.015%)→平成30年度18.6人(0.019%)(目標指標B) 相談内容(平成29年度→平成30年度):経済的困窮(76.4%→68.7%)、健康面(10.4%→12.6%)、その他ひきこもり、不登校、虐待等(13.2%→18.7%)など幅広いものとなっている。 継続相談者についても、保健・福祉の職員が同席で対応するなどにより課題の共有が図られ、他の支援の活用につながれた事例も増えるなど、より包括的な支援が進められるようになった。 ・継続相談年間延べ回数(実人数):平成29年度5,705回(422人)→平成30年度7,240回(501人) ・支援最終結者数(うち他機関へのつなぎによる終結):平成28年度160人(9人)、平成29年度272人(16人)、平成30年度235人(23人) ②支援の拒否や同意が得られないなど支援につなげにくい人についても関係機関間で積極的な情報交換や支援の検討が行えるよう、関係課間で検討会議を開催し、構成員に対し守秘義務をかけた「個別支援会議」を平成31年度から設置することになった。 (課題) ①経済的困窮状態のため早急な手立てが必要な人がいる一方、疾病・障害等のため早期の自立生活が困難な人、ひきこもりなどで支援が長期に及ぶ人もある。こうした幅広い課題に対応するための支援メニューの不足や、社会資源が十分に発掘されていないことで、なかなか終結に至らない継続相談者も増加傾向にある。今後、きめ細かな寄り添い型の支援に困難が生じることが危惧される。 【DV被害者支援】 (目的)配偶者暴力相談支援センターの機能を強化し、DV被害者の相談から保護、自立まで総合的に支援する。 (成果) ③被害者本人のみならず、警察や学校、保育所等の他機関からつないでもらい、相談支援を行った。相談件数は531件あり、緊急一時保護件数は14件である。(目標指標D) ④配偶者暴力相談支援センターが相談を聞く中で、児童虐待が見受けられたケースについては、子どもに関わる相談支援機関に情報提供し、適切な支援に努めた。 (課題)③DVと児童虐待は密接な関係があり、子どもに関わる相談支援機関と配偶者暴力相談支援センターが密接に連携した支援を行うためには、相互の役割や機能に対する理解をより深める必要がある。 【中国残留邦人等に対する支援】 (目的)中国残留邦人等に対して、経済支援や、日本語教育・通訳派遣等の生活支援を行い、その生活の自立と安定を図る。 (成果) ⑤生活支援の未利用者については、いずれも親族の支援により安定した生活を送っている。また、日本語教室と文化交流教室については、2世等の参加もあり、活発な活動を継続している。(目標指標C) (課題)⑤対象者の高齢化に伴い、医療機関等への通訳派遣が増加しているほか、支援・相談員についても医療介護関係の相談助言や支援の比重が増加している。 行政が取り組んでいくこと		■生活困窮者自立支援制度による就労等自立の支援	総合戦略 ②・③
【しごと・くらしサポートセンター尼崎による就労支援】 (目的)相談者の状況に応じて、意欲喚起からマッチングまでの段階的な就労支援を行う。 (成果) ⑥相談者で就労・増収につながった割合は68.2%(平成30年度)で、おおむね目標数値を維持している。(目標指標A) 当窓口からの無料職業紹介によるマッチング件数は平成29年度の91件から平成30年度は153件へと大きく増加した。 また、中間的就労については、求人開拓の際に働きかけるなどした結果、平成30年度新たに社会福祉法人と一般企業の計2法人を就労訓練事業所として認定した。 (課題) ⑥事業所訪問の中で、中小企業を中心とした事業者が深刻な人材不足を抱えているとの声が聞かれるが、相談者の抱える課題が多様であり、マッチングしにくい事例が多い。			

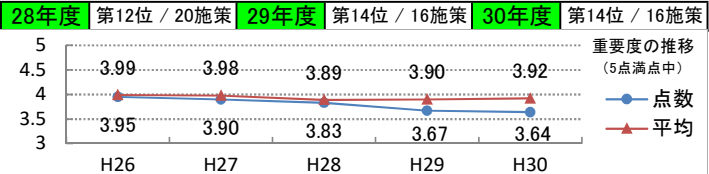
3 主要事業一覧

平成31年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
平成29年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

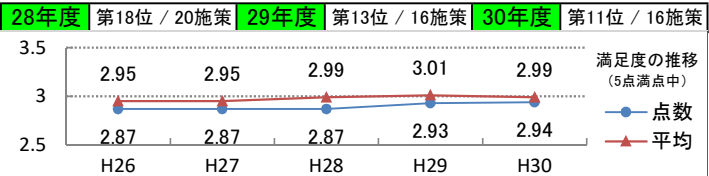
4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●幅広い支援に向けた連携 ●生活困窮者自立支援制度による就労等自立の支援
------	---

●重要度



●満足度



6 評価結果

・南北保健福祉センターについては、一体的な保健福祉の窓口による総合的支援や利便性向上が進んでおり、開設の成果が得られている。今年度は、子どもの育ち支援センター(いくしあ)が開設されることから、ネット会議を導入するなど、各センター間の情報共有・連携を強化していく。
・とりわけ、DV被害者支援にあたっては、子どもの育ち支援センター(いくしあ)との緊密な連携により、児童虐待への対応を含めた支援を強化していく。
・しごと・くらしサポートセンター尼崎については、支援が終結に至らずに長期化するケースの課題や年齢層等の属性を分析し、その対策を検討していく。

令和元年度 施策評価表(平成30年度決算評価)

施策名: 生活支援
施策番号: 09 - 02

1 基本情報

施策名	09 生活支援	展開方向	02 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。
主担当局		健康福祉局	

2 目標指標

指 標 名			目 標 値 (R4)		実 績 値							進 捗 率 (H30)
方向		H25			H26	H27	H28	H29	H30	R1～R4		
A	生活保護受給者就労支援事業による就労開始件数	↑	315	件	177	187	245	220	184	200		63.5%
B	生活保護受給者就労支援事業における就労支援対象者数	↑	700	人	531	478	562	628	575	569		81.3%
C	不正受給による費用徴収決定の適用率	→	1.32	%	1.69	1.72	1.88	1.52	1.32	1.18		100%
D	生活保護受給世帯の子どもの高校進学率	↑	98.5	%	90.7	89.6	93.8	96.9	93.5	93.7		95.1%
E												

5 担当局評価

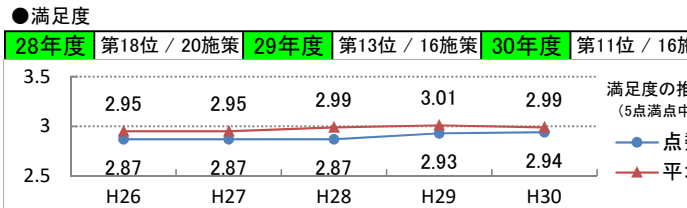
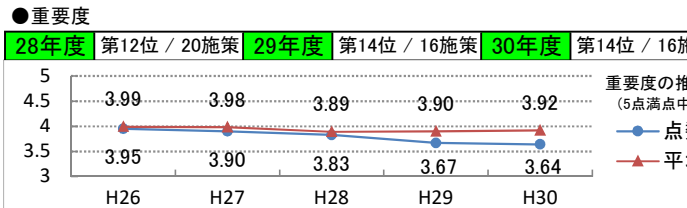
これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成30年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■生活保護の適正運営と自立支援
総合戦略 ②・③	
【適正運営】 (目的)被保護者への適切な支援と自立助長に向けたケースワーカーによる助言指導の機会を増やすため訪問活動を充実させていく。あわせて、不正受給の未然防止を図り、市民の信頼を損なう不正受給には組織的かつ厳正に対応していく。 (成果)＜参考＞生活保護世帯数 13,837世帯、生活保護受給者数 18,010人、保護率 3.99%(平成31年4月現在) ①訪問活動件数 平成28年度43,624件(2.32回) 平成29年度45,777件(2.39回) 平成30年度 45,339件(2.50回) ※件数は不在を含む家庭訪問数、()内は不在を除く一般世帯1世帯あたりの年間平均訪問回数 ②不正受給による費用徴収決定件数 平成28年度 279件、平成29年度 242件、平成30年度 212件(目標指標C) (課題)①人材育成や事務の効率化等の取組により、十分とは言えないものの基本となるケースワーカーの一世帯あたりの年間平均訪問回数は増加している。その一方で債権管理件数や制度改正への対応等業務は増加している。そのため、より一層業務の効率化に向けて取組を進めるとともに、生活保護システムの再構築を検討していく。また、併せて適正な職員配置や実施体制を検討する必要がある。 ②不正受給の適用率は、平成30年度1.18%となっており、引き続き、不正受給の未然防止に向けて周知等の取組を進める必要がある。	
【自立支援】 (目的)「ワークサポートあまがさき南・北」などを活用した求職活動支援や、直ちに求職活動を行うには課題のある人を対象とした就労準備支援事業による支援を行うなど、対象者の段階に応じた一人ひとりに寄り添った丁寧な就労支援事業を実施し、就労や経済的自立に向けての支援を行う。 (成果)＜参考＞就労開始率(目標指標Bに占める目標指標Aの割合)平成28年度 35.0%、平成29年度 32.0%、平成30年度 35.1% ③長期離職や就労意欲の減退など求職活動に課題がある人に対しては、「就労準備支援事業」を活用し、セミナーや職業体験など支援メニューの段階に応じた本人のステップアップ度に着目した評価を基に委託事業者との連携強化等を図った結果、求職活動・就労へ至ったケースが増加した。登録者についても求職活動支援と就労準備支援の明確化の結果、登録者増へとつながった。被保護者の登録者【H29→30年度】69人→78人(うち求職活動への移行者18人→34人、移行者のうち何らかの就労に至った者5人→20人) ④保護開始時において、就労が可能又は就労に結びつく者等経済的自立や増収が見込まれる世帯へは切れ目なく早期就労支援を行った。平成29年度=39件(うち就労開始 6件、就労による自立廃止 1世帯) 平成30年度=69件(うち就労開始17件、就労による自立廃止 5世帯) ⑤「しごと・くらしサポートセンター尼崎(南北福祉相談支援課)」の職業紹介機能の活用により、課題を抱える人も就労の機会を得ることができた。(就労開始件数17件→27件) (課題)③これまで本人の意欲や自主性を尊重し就労支援事業の活用を図っていないケース(自主的な求職活動実施者)についても、改めてケース検討により評価と支援方針の見直しを実施した。引き続き、自主的な求職活動実施者については、随時、状況を確認しながら、定期的なケース検討を行い、積極的に求職活動に対する進行管理を徹底する必要がある。	
【世代間連鎖の防止】 (目的)生活保護世帯や生活困窮者世帯の小学4年生から中学3年生に対して、居場所を確保するとともに、学習への動機付けを含めた補助学習や体験学習などの学習支援を行い、高等学校等の進学に繋げ、学歴や能力が原因で生活保護を受給するという「貧困の連鎖」を防止する。 (成果)＜参考＞生活保護世帯の子どもの進学率と市内の高等学校等の進学率の差 平成27年度 4.6ポイント、平成28年度 1.4ポイント、平成29年度 5.0ポイント、平成30年度 3.9ポイント(目標指標D) ⑥生活保護世帯の中学3年生144人の進路調査を行い、ケースワーカーの働き掛けにより31人を教室への参加につなげた。 ⑦学習支援事業を利用した子どもに対して、卒業後も学級通信の送付やイベント企画の協力など教室への参加を働き掛け、支援員との面談や小・中学生と接することで、就学への意欲喚起を行うなど高等学校進学後の中退防止の取組を行った。(平成27年度卒業生＝34人中2人中退 平成28年度卒業生＝35人中4人中退 平成29年度卒業生＝32人中1人中退) ⑧子どもの居場所の提供や学習支援などを行う市内で活動するNPO等15団体に対し、事業内容や課題、団体同士の連携・情報共有について、意見交換を行った。 (課題)⑥低年齢期から学習を習慣付けることが重要であるが、現在は高等学校等への進学を目指す中学3年生の参加を優先しており小学生の待機者を多く抱える状況にある。そのため、引き続き最適な実施場所を含めた事業規模の検討が必要である。また、学力等の向上が図れたのかを評価する手法の検討を進める必要がある。	

3 主要事業一覧

平成31年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	生活困窮者学習支援事業
2	
3	
4	
5	
平成29年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●生活保護の適正運営と自立支援
------	-----------------



6 評価結果

令和元年度(平成31年度)の取組
【適正運営】 ①実施体制の整備に関しては、人材育成により職員の資質向上を図るとともに、効率的な業務を行うため、生活保護システムの再構築に向けてコンサルタントを活用し、業務分析や費用対効果などを検証する。また、査察指導員やケースワーカーの業務実態を踏まえて、それぞれの職務における好ましい行動パターン(コンピテンシー)を基にマニュアル化を検討・実施する。併せて職員配置や実施体制のあり方を検討していく。 ②課税調査等の取組を徹底するとともに、訪問活動の充実により不正受給の未然防止に向けた適切な申告等の周知等を行っていく。
【自立支援】 ③④求職活動支援の対象者については、定期的な評価と進捗確認等の徹底を図る。また、自主的な求職活動実施者については進行管理表を導入するなど、より有効な支援方法の検討を行う。就労準備支援事業においては、評価項目の細分化や自己・他者評価の導入など評価手法の改善に取り組む。また、早期就労支援では、保護開始時に就労可能な対象者をめれなく抽出し、求職活動支援や就労準備支援に積極的につなげ、切れ目のない支援に結びつけていく。
【世代間連鎖の防止】 ⑥⑦⑧引き続き、参加が必要な世帯への働き掛けを行い、高等学校の中退防止については、積極的に卒業生の受け入れを進めていく。また、将来的な需要の高まりなどに備え、最適な実施場所や事業規模を含めた潜在的なニーズ及び将来的な需要把握のために参加意向調査を継続する。さらに参加する子どもたちの学力や生活態度などの変容を把握・評価する手法を委託業者等と連携し検討するほか、NPO等との情報共有をさらに進めるため、新たな会議体を設置する。

主要事業の提案につながる項目

・就労支援の取組等もあり保護率は減少傾向にあるほか、不正受給による費用徴収決定の適用率も着実に減少しており、取組の成果が得られている。

・職員の資質向上と適正運営という好循環に資することを目指し、ケースワーカー等の人材育成に取り組んでいく。

・世代間連鎖の防止に向けた学習支援事業については、市内で活動するNPO等に加え、子どもの学習支援・学力向上に取り組む他の事業について、庁内での情報共有・連携を図る。